

3月20日号(第1383号)
令和7年(2025年)

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち



くにたち

毎月5日・20日発行

審議会等の開催情報は市HP「イベントカレンダー(分野: 審議会・委員会等)」をご覧ください。



図 政策経営課政策経営係

市報くにたちをデジタルブック(電子書籍)で読もう!



市報配布が不要な方は、こちらからご連絡ください。



図 市長室広報・広聴係

TEL 042-576-2111(代)

〒186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

編集・発行 国立市役所市長室広報・広聴係

FAX 042-576-0264

ホームページ <https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/>

各記事には、記事の内容に関するウェブサイト等の二次元コードを掲載しています。

くにたちし こども きほん じょう れい

国立市子ども基本条例



し がつ ついたち かようび

4月1日(火)からスタートします

くにたちしこ きほんじょうれい ぜんぶん
「国立市子ども基本条例」前文より

すべての子どもたちへ

あなたが生まれたこと、大きくなっていくこと、あなたらしくいられることを、このまちと、このまちにいる大人は、うれしく思っています。

あなたが感じていること、思っていること、考えていることを、あなたの近くにいる大人にいつでも聴かせてください。

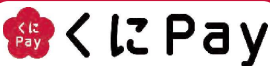
うれしいこと、かなしいこと、困っていること、遊びたいこと、学びたいこと、やってみたいこと。

もっと自分たちの声を聴いてほしい、自分たちに目を向けてほしいと思っていること。

このまちと、このまちにいる大人は、いつでもあなたのそばで、一緒に考えて、せいっぱい応援します。

あなたがあなたらしく、今を幸せに生きること、幸せな未来に向かっていくこと、すべての子どもが一人の人として等しく持つ、大切な権利を、このまちと、このまちにいる大人は、あなたと一緒に大切にして、守っていくことを約束します。

図 児童青少年課児童・青少年係



使用期限が3月31日(月)までのポイントがあります。詳細は、市HPまたは今号(6面)をご覧ください。

図 政策経営課政策経営係



1面のテーマに関連するSDGs

10 人や国の不平等をなくそう



凡例 内=内容 期=期間 日=日時 場=場所 師=講師 対=対象 定=定員 募=募集人数 資=資格 費=費用

今号では、「国立市子ども基本条例」を、国立市にいるすべての子どもと大人に知ってもらうため、条例の内容を紹介します



国立市子ども基本条例全文はこちらから。



“子どもの権利”ってなに？

“子どもの権利”は、すべての子どもが生まれたときから持っている人権です。子どもは「自分らしく生きる・育つこと」を大切にされると、世界中で約束されています。



“子ども”=国立市に住んでいる、または国立市にある学校や職場に通っている等の0歳～18歳になるまでの人

これらの権利が保障されることで、子どもたちが、自分らしく幸せに生きること、育つことが守られていきます。



国際条約の「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」を調べてみよう

ユニセフ



国立市子ども基本条例でみんなによんでほしいところ(条文をわかりやすく書いています)

第6条〈安心して生きる権利〉

- 命が守られること
- 愛情をもって大切に育てられること
- 暴力や不当な取り扱いから守られること など



第7条〈自分らしく心豊かに育つ権利〉

- 遊ぶこと
- 学ぶこと
- 休むこと
- 自分らしさが大切にされること など



第8条〈意見を表明する権利・参加する権利〉

- 自分の気持ちや考えを聴いてもらうこと、大切にされること
- 意思決定の場などに参加すること
- 自分に関する情報を大人に求めること など



“子どもの権利”を守ってくれる人はだれ？

子どもはまだ成長・発達のとちゅうなので、子どもだけでは権利が守られないときがあります。だから、みんなのまわりにいる親や先生、すべての大人で守っていくことが大切です。



国立市子ども基本条例でみんなによんでほしいところ(条文をわかりやすく書いています)

第9条〈保護者の役割〉

保護者は、子どもの成長などをふまえ、下記などの役割があります。

- 子どもに寄り添う
- 子どもの気持ちや考えに耳を傾ける
- 子どもにとって最もよい事を第一に考える



第10条〈先生などの役割〉

保育園や学校の先生などは、子どもの育ちと学びを支えるにあたり、下記などの役割があります。

- 子どもの気持ちや考えに耳を傾ける
- 子どもにとって最もよい事を第一に考える
- 気軽に相談できる環境を整える



第11条〈地域の方の役割〉

地域の人は、下記などの役割があります。

- 子どもの意見や活動を大切にする
- 対話しながら子どもを支える



持=持ち物 申=申込方法 問=問い合わせ 電=電話(市外局番042を省略しています) メ=メール FAX=ファクス HP=ホームページ

国立市は、子どもの権利が守られる「子どもにやさしいまちづくり」を積極的に推進します



“子どもにやさしいまち”ってどんなまち？



子どもの気持ちや考えを大切に、子どもの権利を守るまちの事です。遊びたい、学びたい、休みたいという気持ち、成長したい想いや、不安に寄り添う環境があること、子どもたちに寄り添う大人を受け入れる環境があることが、子どもの権利を守りつづけられるために必要です。



国立市子ども基本条例でみんなによんでほしいところ(条文をわかりやすく書いています)

第13条〈子どもの意見を大切に するまち〉

- 子どもが自分の気持ちや考えを伝えやすい環境をつくります。
- 市の取組を行うときには、子どもの意見を大切にします。



第14条〈子どもが相談しやすい まち〉

- 子どもが自分の抱える不安や悩みについて相談しやすい場所をつくります。



第17条〈子育てを支援するまち〉

- 保護者が、安心して子育てができるよう、支援します。



第19条〈小さなころから豊かな 学びを受けられるまち〉

- 子どもが小さいころから自己肯定感(※1)や主体性(※2)を育むことができる環境、自分の可能性を最大限に伸ばすことのできる環境をつくります。

※1 ありのままの自分でよいと認めること
 ※2 自分の考えを大切にできる気持ち

第20条〈自分の居場所があるまち〉

- いろいろな体験をしたり、いろいろな人と触れ合える居場所や、何もしないでほっとしたりすることのできる居場所など、子どもの居場所をつくります。

第22条〈危険なことから守られる まち〉

- 事故や事件などから、子どもたちを守ります。
- 子どもが自分で身を守るよう、情報の発信をします。



“子どもの権利”が守られなかったときはどうすればいいの？

自分たちの生活で、自分の権利が守られていないと感じることがあったら、「子どもオンブズマン」に相談できます。子どもオンブズマンは、市役所に部屋があり、そこで相談することもできるし、お手紙やメールでも相談できます。
第23条(権利侵害の相談・救済)



子どもが相談できる場所

- ▶子どもオンブズマン (オンブズマン事務局)  ◀子どもオンブズマン キャラクター (ミライとヒカリ)。
- ▶子ども家庭支援センター(市役所1階20番窓口)
- ▶児童青少年課(市役所1階18番窓口)
- ▶中央・矢川・西児童館



◀オンブズマン事務局。



◀中央・矢川・西児童館。

国立市子ども基本条例は、計画に基づいて進めていきます。

「第四次国立市子ども総合計画」はこちらから▶



(第24条関連)